

栃木市脱炭素促進プラットフォーム設置要領

(設置)

第1 栃木市のゼロカーボンシティの実現に向け、多様な主体の積極的な参画や連携により、再生可能エネルギーの導入や森林等による二酸化炭素の吸収、市民や企業等による脱炭素の取り組み等を促進するため、栃木市脱炭素促進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(取組内容)

第2 プラットフォームは、設置の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 脱炭素先行地域づくり事業に関すること。
- (2) 脱炭素の促進に向けた意見交換、情報共有及び情報発信に関すること。
- (3) 脱炭素に関するサービスや技術等の会員間のマッチングに関すること。
- (4) カーボンニュートラルの普及促進における人材育成に関すること。
- (5) その他、プラットフォームの設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3 プラットフォームは、設置の目的に賛同する企業及び団体等（以下「会員」という。）をもって構成する。

(代表)

第4 プラットフォームに会長1名を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、プラットフォームを代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代

理する。

(会議)

第5 プラットフォームの会議は、会長が招集し開催する。

(運営委員会)

第6 プラットフォームは、地域の脱炭素に関する事業を円滑に実施するため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、会員のうち事業の推進に必要な事務、調査等に協力する企業及び団体等の中から会長が指名する。

(プロジェクトチーム)

第7 運営委員会は、事業を専門的に実施し必要な取組を検討、推進するため、プロジェクトチームを設置することができる。

2 会員は、プロジェクトチームの設置を提案できる。

3 プロジェクトチームは、その目的に賛同する会員で構成する。

(オブザーバー)

第8 国、地方公共団体等であって、会長が適当と認める者は、オブザーバーとしてプラットフォームの会議、運営委員会及びプロジェクトチームに参加し、意見を述べることができる。

(アドバイザー)

第9 プラットフォームは、専門分野における技術的助言等を求めるため、学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第10 プラットフォームの事務局は、栃木市総合政策部カーボンニュートラル推進課に置く。

2 プロジェクトチームの事務は、プロジェクトチーム内の会員と事務局が連携して行う。

(入退会)

第11 プラットフォームに入会しようとする者は、入会申請書(別記様式第1)を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

2 会員がプラットフォームを退会しようとするときは、退会届出書(別記様式第2)を事務局に届け出るものとする。

3 会長は、プラットフォームに入会しようとする者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、入会申込書を受理しないものとする。また、会員が次のいずれかに該当すると認められる場合は、会長は当該会員を退会させることができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である場合

(2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合

(3) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者である場合

(4) 法人の役員等に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合

(5) 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人である場合

(6) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合

(秘密保持)

第12 プラットフォームの活動において知り得た他の会員の情報、秘密等

については、プラットフォームへの在籍期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に開示される情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(活動報告)

第13 会員が外部にプラットフォームの活動を報告する場合は、事前に報告内容に関するすべての当事者の承諾を受けなければならない。ただし、プラットフォームが活動のPR及び広く活動を公表する場合は、この限りではない。

(要領の制定改廃)

第14 この要領の制定改廃は会長が行い、改廃した場合は、会員に周知する。

(その他)

第15 この要領に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月17日から実施する。

別記様式第1（第11関係）

栃木市脱炭素促進プラットフォーム入会申請書

年 月 日

（宛先）栃木市脱炭素促進プラットフォーム会長

栃木市脱炭素促進プラットフォームの事業の趣旨に賛同し、次のとおり入会を申し込みます。

申請者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
	連絡先	電話番号 FAX番号 電子メールアドレス 部署名 担当者氏名
	事業内容	

申請者様

会員番号 番

年 月 日

栃木市脱炭素促進プラットフォームの入会について承認します。

栃木市脱炭素促進プラットフォーム会長

別記様式第2（第11関係）

栃木市脱炭素促進プラットフォーム退会届出書

年 月 日

（宛先）栃木市脱炭素促進プラットフォーム会長

栃木市脱炭素促進プラットフォームの退会を届け出ます。

届 出 者	会 員 番 号	
	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	連 絡 先	電話番号 FAX番号 電子メールアドレス 部署名 担当者氏名